**身体的拘束等の適正化及び虐待防止にかかる点検表　　　点検者名：**

**・各チェック資料を確認の上、点検結果欄に結果（いる又はいない等）を記入ください。**

**１　身体的拘束等の適正化（訪問系サービス及び通所系サービスは(1)のみ記入してください）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | チェックのポイント | チェック資料等 | 点検結果 | 留意事項 |
| (1) 身体的拘束等の事例の有無※身体的拘束等の事例が無い場合は(２)へ　　 | ・当該利用者・入所者又は他の利用者・入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者・入所者の行動を制限する行為(身体的拘束等）を行っていないか |  |  | 報告する様式を整備してあるか |
| ・身体的拘束等の同意を得ているか | ・拘束の同意書 |  |  |
| ・拘束開始、解除予定日を決めているか　（漫然と拘束していないか） | ・拘束の経過録 |  |  |
| ・拘束の状況を記録しているか | ・身体的拘束等に関する記録等 |  | 記録とともに、報告様式により報告しているか |
| ・三原則（切迫性・一時性・非代替性）を満たした状況で拘束を行っているか | ・身体的拘束等に関する記録等 |  |  |
| (2) 身体的拘束等適正化検討委員会等の開催(拘束の実績のない事業所においても話し合いの場を活用しているか) | ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置があるか・設置されている場合、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営されているか・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めてあるか | ・委員会の会議録・委員会のメンバー表 |  | 関係する合議体との一体運営は可身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束等適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。 |
| ・３月に１回以上話し合いの場を設けているか・多職種による話し合いが行われているか前年度から実地指導日までの身体的拘束等適正化検討委員会の開催日を記入ください。・今年度（予定も含む）：・前年度実績： | ・委員会の会議録 |  | 例：施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、支援相談員等が参加しているか。 |
| ・発生した事例を集計し、分析しているか | ・委員会の会議録 |  | 　　身体的拘束等発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因をとりまとめ、その適正性と適正化策を検討しているか。　・拘束を行う場合、三原則を満たしているか・身体的拘束等をしないための取り組みを講じているか |
| ・話し合い及び分析の結果を従業者に周知しているか |  |  | 周知方法を記入ください。・ |
| ・適正化策を講じた後に、その効果について評価しているか。 |  |  |  |
| (3) 身体的拘束等マニュアル等の整備 | ・身体的拘束等の適正化のための指針が整備されているか | ・身体的拘束等の適正化のための指針、マニュアル等 |  | 　身体的拘束等適正化のための指針には、以下のような項目を盛り込まれているか。①施設における身的体拘束等の適正化に関する基本的考え方②身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |
| ・従業者に周知しているか |  |  | 周知方法を記入ください。・ |
| (4) 身体的拘束等の研修 | ・定期的に開催されているか・研修の内容等を記録しているか前年度から実地指導日までの身体的拘束等の研修日時を記入ください。・今年度（予定も含む）：・前年度実績： | ・研修プログラム等・研修の記録 |  | 上記の指針に基づき研修プログラムを作成しているか。年２回以上実施しているか。また、新規採用時にも実施しているか。 |
| ・研修は多職種の者が参加しているか |  |  |  |
| ・研修に参加していない職員に周知しているか |  | 周知方法を記入ください。・ |  |
| ・都道府県等が行う研修、シンポジウム等に参加しているか |  |  |  |

　**２　虐待の防止**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | チェックのポイント | チェック資料等 | 点検結果 | 留意事項 |
| (1) 虐待防止委員会の開催 | ・虐待防止委員会を定期的に開催しているか前年度から実地指導日までの虐待防止委員会の開催日を記入ください。・今年度（予定も含む）：・前年度実績：・運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営しているか | ・委員会の会議録・委員会のメンバー表 |  | 虐待防止委員会の構成等について・管理者を含む幅広い職種で構成すること・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催すること・施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい関係する合議体との一体運営は可他のサービス事業者との連携による実施も可 |
|  | ・委員会において以下の事項を検討しているかア　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関することイ　虐待の防止のための指針の整備に関することウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関することエ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することオ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することカ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することキ　再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること | ・委員会の会議録 |  |  |
|  | ・結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか※　虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要 |  |  | 周知方法を記入ください。・ |
| (2)虐待防止の指針の整備 | ・虐待防止のための指針が整備されているか | ・虐待防止のための指針、マニュアル等 |  | 　指針には、以下のような項目を盛り込まれているか。①　施設における虐待の防止に関する基本的考え方②　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項③　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針④　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針⑤　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項⑥　成年後見制度の利用支援に関する事項⑦　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項⑧　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項⑨　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |
|  | ・従業者に周知しているか |  |  | 周知方法を記入ください。・ |
| (3) 虐待防止の研修 | ・定期的に開催されているか・研修の内容等を記録しているか | ・研修プログラム等・研修の記録 |  | 上記の指針に基づき研修プログラムを作成しているか。年２回以上実施しているか。また、新規採用時にも実施しているか。前年度から実地指導日までの虐待防止委員会の開催日を記入ください。・今年度（予定も含む）：・前年度実績： |
|  | ・研修は多職種の者が参加しているか |  |  |  |
|  | ・研修に参加していない職員に周知しているか |  | 周知方法を記入ください。・ |  |
|  | ・都道府県等が行う研修、シンポジウム等に参加しているか |  |  |  |
| (4)担当者の配置 | ・上記(1)～(3)を適切に行うための担当者を配置しているか |  |  | 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。 |